



悪質商法から高齢者を守る！

訪問販売による

「外壁や屋根の塗装工事」の契約は慎重に！

相談事例

突然訪問してきた業者から、「雨漏りするかもしれないから、早く防水加工の塗装工事をしたほうがよい」と、外壁塗装工事を勧められた。『雨漏りしたら大変だ！』と慌ててしまい、約100万円の工事契約をした。

後日、知人の工事業者に相談したら「その工事は不要だし、通常よりずいぶん高額ではないか」と言われた。冷静になって考えると、契約を急ぎすぎた気がするので、解約したい。

アドバイス

◎訪問販売による外壁や屋根の塗装工事についてのトラブルの相談が増加しています。

◎家族や知人に相談したり、地元の信頼できる業者からも見積もりをとるなど、**工事を依頼するかどうかは、手間と時間をかけて十分に検討しましょう。**

◎**訪問販売**で契約した場合、たとえ工事が済んでしまっても、契約書を受け取った日から**8日以内**であれば**クーリング・オフ**が可能です。

◎クーリング・オフ期間を過ぎていても、解約できる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。

被害にあわないために！

- 訪ねてきた業者を安易に家へ入れない！
- 断っても業者が帰らなければ、**警察に通報**するか**消費生活センターに相談**を！
(断った後の再勧誘は禁止されています)



わからぬことは、センターに聞いてね。

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

